

令和3年1月20日

環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

FAX 0852-32-5918

消火器の訪問販売業者に対する行政処分について

島根県は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第7条第1項の規定に基づき、業務を改善するよう指示しました。

なお、この指示は、当該販売業者の送達をすべき場所が知れなかったため、公示送達により令和3年1月20日に効力を生じたものです。

1 被処分者

- (1) 名称 ヤマト防災
- (2) 氏名 野村 宏一（のむら こういち）
- (3) 住所 不明

2 取引形態 訪問販売（消火器の販売）

3 処分（指示）の内容（効力は島根県内に限る）

訪問販売により商品の売買契約を締結し、商品を引き渡し、かつ、その代金の全部を受領したときは、直ちに、特定商取引法第5条第2項の定めに従い、特定商取引に関する法律施行規則に定めるところによる書面（以下「現金取引書面」という。）を購入者に交付すること。

4 処分（指示）の原因となる事実

- (1) 被処分者は、令和元年10月に出雲市内及び松江市内の個人宅を訪問し、消火器の売買契約を締結し、商品を引き渡し、かつ、その代金の全部を受領した際、直ちに購入者に交付すべき現金取引書面を交付しなかった。
- (2) 被処分者は、令和元年10月に松江市内の個人宅を訪問し、消火器の売買契約を締結し、商品を引き渡し、かつ、その代金の全部を受領した際、購入者に交付した現金取引書面に、特定商取引法第5条第2項に規定する事項（契約内容等）の一部を記載せず、虚偽の事項を記載した。

これらの行為は、特定商取引法第5条第2項の規定に違反する。